

1は支援金・給付金の対象として申請する休業事業所について、支給申請書面に記入する「休業をしている事業所①」以外の事業所の名称・所在地を記入してください(記入順は任意です)。

2・3は①～⑤すべての事業所分について記入してください。

「休業をしている事業所」①～⑤の記号は1、3、支給申請書面、支給要件確認書すべてで一致させてください。

1. 休業をしている事業所 《前回申請時の支給・不支給決定通知書の写しを添付する場合であって、前回申請時の事業所とすべて同じ事業所の場合は記入不要です。》

②	名称												
	所在地	〒											<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県

③	名称												
	所在地	〒											<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県

④	名称												
	所在地	〒											<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県

⑤	名称												
	所在地	〒											<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県

2. 休業期間における就労等の状況

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等			

3. 休業前賃金 《前回申請時の支給・不支給決定通知書の写しを添付する場合であって、前回申請時の事業所とすべて同じ事業所の場合は記入不要です。》

休業前賃金額(合計) (直近6か月中任意の3か月分)	①				②				③			
	<input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	<input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	<input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
休業をしている事業所①												
休業をしている事業所②												
休業をしている事業所③												
休業をしている事業所④												
休業をしている事業所⑤												

▲ この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。

ご確認事項

様式第16号㉔(2)

- ①項目1は、申請する休業事業所の名称・所在地について、支給申請書㉔1枚目の「㉔休業をしている事業所」欄の項目6、7に記入する事業所以外の事業所の名称・所在地を記入してください。
- ②項目2は、申請するすべての休業事業所の支給要件確認書の事業主記入欄 項目8の部分を参照のうえ、支給申請書㉔の8の期間に含まれる就労等を記入してください(以下の〈具体的な事例〉を参考にしてください)。
- ③項目3は、申請するすべての事業所の賃金を記入し、各月ごとに合計額を記入してください。

項目2について 休業期間を含む月(例:4月1~30日)において、就労等した日すべてについて、「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に、具体的な日付を記入してください。(就労等した日がなければ記入不要です)

〈具体的な事例〉

A事業所 毎週月~水、1日の所定労働時間4時間の勤務。休業期間は4月6日~6月15日。
4月13~15日、5月18~20日は所定労働時間どおり勤務。5月25~27日は2時間勤務、2時間休業。

B事業所 毎週月および木、1日の所定労働時間3時間の勤務。休業期間は4月20日~5月31日。
5月25日は所定労働時間どおり勤務。

**A事業所、B事業所の休業期間を合わせて、複数就労用で申請を行う休業期間は4月6日~5月31日。
6月1~15日のA事業所休業分は別途A事業所のみでの申請を行う。**

※複数事業所での休業期間がある月について、複数事業所の中で、一番早い休業日(4/6)から最後の休業日(5/31)を「支給申請書㉔」の「8 支援金・給付金の対象として申請する期間」に、各月ごとに記入してください。
例:4月については、4月6日~4月30日/5月については、5月1日~5月31日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

A事業所
月~水
所定労働時間
4時間

4月1~5日は、休業期間ではないため、所定労働時間どおり就労した4/1(水)は「4時間以上就労等」に記入
A事業所のみでの休業のため、別途A事業所のみでの申請

4/13~4/15
所定労働時間どおり4時間勤務
→「4時間以上就労等」に記入

5/18~5/20
所定労働時間どおり4時間勤務
→「4時間以上就労等」に記入

5/25~5/27
所定労働時間どおり2時間勤務、2時間休業
→「4時間未満就労等」「4時間未満就労等かつ休業時間あり」に記入

A事業所の支給要件確認書の項目 8	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
	4/1, 13, 14, 15 5/18, 19, 20	5/25, 26, 27	5/25, 26, 27

B事業所
月、木
所定労働時間
3時間

4月1~19日は、休業期間ではないため、所定労働時間どおり就労した4/2, 6, 9, 13, 16は「4時間未満就労等」に記入
5/25
所定労働時間どおり3時間勤務
→「4時間未満就労等」に記入

B事業所の支給要件確認書の項目 8	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
		4/2, 6, 9, 13, 16 5/25	

A事業所、B事業所、それぞれの支給要件確認書を参照し、支給申請書㉔項目2に月ごとに分けて記入。

2. 休業期間における就労等の状況

4 月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等	4/13, 14, 15	4/6, 9, 16	4/6, 9, 16

5 月分	4時間以上就労等	4時間未満就労等	4時間未満就労等かつ休業時間あり
休業している全事業所に係る就労等	5/18, 19, 20, 25	5/26, 27	5/26, 27

A事業所、B事業所を合わせて、以下のとおり記入。
4月13~15日、5月18~20日:A事業所で所定労働時間どおり(4時間)就労→「4時間以上就労等」欄に記入。
4月6日、9日、16日は、A事業所は休業、B事業所は休業期間外で所定労働時間どおり(3時間)就労→「4時間未満就労等」欄、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」欄に記入。
5月25日:2時間就労(A事業所)+3時間就労(B事業所)=5時間就労→「4時間以上就労」欄に記入。
5月26日、27日:2時間就労で休業時間あり(A事業所)+休業(B事業所)=2時間就労で休業時間あり→「4時間未満就労等」欄と「4時間未満就労等かつ休業時間あり」欄に記入。